

7－9つくば市水道事業ビジョン策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、公募型プロポーザル方式により、「7－9つくば市水道事業ビジョン策定等業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

7－9つくば市水道事業ビジョン策定等業務委託

(2) 業務内容

別紙「7－9つくば市水道事業ビジョン策定等業務委託仕様書」に示すとおりである。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和10年（2028年）3月24日まで

2 提案（見積り）限度額

101,200,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、年度ごとの限度額を以下のとおり定める。

令和7年度 46,970,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 44,220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 10,010,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 本店所在地の市税及び都道府県税、国税について未納がないこと。
- (7) 過去10年以内に地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する地方公共団体と元請として、「水道事業ビジョン策定（改定）支援業務」及び「アセットマネジメント支援業務」の契約を締結し、履行した実績があること。なお、これらの業務は給水人口10万人以上の上水道事業を対象としたものとする。
- (8) 3か月以上継続して雇用している次に掲げる技術者を配置すること。

ア 管理技術者

技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定による技術士で、同法第32条第1項の規定による「総合技術監理部門/上下水道-上水道及び工業用水道」又は「上下水道部門-上水道及び工業用水道」の登録を受け、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略その他の水道事業に関する長期計画策定業務において照査技術者、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者。

イ 照査技術者

技術士法第32条第1項の規定による技術士で、同法第32条第1項の規定による「総合技術監理部門/上下水道-上水道及び工業用水道」又は「上下水道部門-上水道及び工業用水道」の登録を受け、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略その他の水道事業に関する長期計画策定業務において照査技術者又

は管理技術者として従事した実績を有する者。

ウ 担当技術者

技術士法第 32 条第 1 項の規定による技術士で、同法第 32 条第 1 項の規定による「上下水道部門-上水道及び工業用水道」の登録を受け、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略その他の水道事業に関する長期計画策定業務に照査技術者、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者。

4 参加申込方法

(1) 提出書類

提出書類は以下のアからケとする。

なお、提出書類は「9 提出書類の記載要領」に基づき作成すること。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 参加資格要件に係る申立書（様式 2）

ウ 会社概要書（様式 3）

エ 業務実績書（様式 4）

オ 配置予定技術者調書（様式 5）

カ 国税に滞納がないことの証明書

キ 本店所在地の都道府県税に滞納がないことの証明書

ク 本店所在地の市町村税に滞納がないことの証明書

ケ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部提出すること。

(3) 提出期間

実施要領等公表の日から令和 7 年（2025 年）4 月 30 日（水）まで

持参の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分までとし、事前に来庁の日時を連絡すること。

郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(4) 提出先

「17 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合、書類の到達通知は行わないので、郵送方法に留意する

こと。

5 参加申込みに関する質疑応答

(1) 提出書類

参加申込みに係る質問書（様式6）

(2) 提出期間

実施要領等公表の日から令和7年（2025年）4月21日（月）午後4時30分まで

(3) 提出先

「17 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に電話にて担当部署への受信確認を必ず行うこと。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年（2025年）4月24日（木）を目途に、つくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加申込をした者の参加資格を審査し、審査結果を参加申込者全員に対して、電子メール及び郵送にて通知する。なお、参加資格を満たした者が4者以上となった場合、書面審査により1次審査を行い、企画提案審査を行う3者を選定する。1次審査は「評価基準」に基づき評価する。参加資格審査結果又は1次審査結果の通知は、令和7年（2025年）5月8日（木）を予定している。

参加資格を満たさないと判断された者、企画提案審査を行う者に選定されなかった者は、その理由について、以下の(1)～(4)の方法で説明を求めることができる。

(1) 提出書類

審査結果に対する説明要求書（様式7）

(2) 提出期間

電子メールの通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く。）

(3) 提出先

「17 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出方法

電子メールで提出すること。なお、送信後に担当部署へ受信確認を必ず行うこと。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 ※「9 提出書類の記載要領」に基づき作成すること。

ア 企画提案書（表紙）（様式8）

イ 企画提案書（プレゼンテーション資料）（任意様式）

ウ 価格見積書（任意様式）

エ プレゼンテーション出席者報告書（様式9）

(2) 提出部数

各12部（正本1部・副本11部）※副本11部は正本の写しで可。

また、そのPDFデータを電子メールで送付すること。

(3) 提出期間

参加資格審査結果の電子メールによる通知日から令和7年（2025年）5月29日（木）まで

持参の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分から午後4時30分までとし、事前に来庁の日時を連絡すること。

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

「17 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、提出書類の到達通知を行わないので郵送方法に留意すること。

8 企画提案に関する質疑応答

企画提案書等の提出に関して質問がある場合には、以下の(1)～(4)の方法で質問を行うこと。

(1) 提出書類

企画提案に係る質問書（様式10）

(2) 提出期間

参加資格審査結果の電子メールによる通知日から令和7年（2025年）5月16日（金）午後4時30分まで

(3) 提出先

「17 担当部署（問合せ先）」に同じ。

(4) 提出方法

電子メールにより提出し、送信後に電話にて担当部署へ受信確認を必ず行うこと。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年（2025年）5月22日（木）を目途につくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

9 提出書類の記載要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式1から様式10は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズはA4（任意様式について、縦横は問わない）で横書きとする。

イ 文字のサイズは原則12ポイント以上で作成すること。（注釈等を除く）

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類はすべて順に並べ、ファイル等に綴じ、通しのページ番号を付すこと。印刷の色はカラー、白黒を問わない。

(4) 様式の記入上の注意

ア 参加申込書（様式1）

提出者の所在地、会社名、電話番号、代表者の氏名及び押印並びに担当者の部署、氏名、電話番号およびメールアドレスを記載すること。

イ 参加資格要件に係る申立書（様式2）

記載のある要件を全て満たすことを確認した上で、所在地、会社名、代表者

を記載し押印すること。

ウ 会社概要書（様式３）

所定の事項を記載すること。主な事業内容について、補足する資料・パンフレット等があれば添付すること。

エ 業務実績書（様式４）

様式に記載した「作成上の注意事項」に従い、作成すること。

オ 配置予定技術者調書（様式５）

本業務を担当する管理技術者、照査技術者及び担当技術者（１名以上）について、それぞれ作成すること。

様式に記載した「作成上の注意事項」に従い、作成すること。

カ 参加申込に係る質問書（様式６）

質問１件につき質問書を１枚使用すること。

キ 企画提案書（様式８及びプレゼンテーション用の任意様式）

（ア）業務実施方針等について

以下の内容について示すこと。

- ・本業務を遂行するに当たり、基本となる方針や考えを示すこと。
- ・業務の全体像について、フロー図などを用いて記載すること。
- ・業務工程表を作成し、具体的なスケジュールを示すこと。
- ・業務を遂行する担当技術者等の実施体制について示すこと。
- ・その他、業務を円滑かつ効率に行うための提案等があれば示すこと。

（イ）本市の課題に対する企画提案について

以下に示す本市の３つの課題について、解決に向けた取組を提案し記載すること。１つの課題につき、Ａ４版２枚以内とすること。

（Ａ）水需要予測に基づいた施設配置計画の策定について

本市は、市全体では人口が増加傾向だが、市内でも周辺市街地などは人口が減少している地域も存在する。また、市内には浄水施設など休止している施設も存在している。地域性を考慮した水需要の分析の結果を考慮しつつ、休止施設の方針等も加味した施設の再配置について検討したい。

(B) 投資・財政計画について

本市水道事業は、既存施設等の更新に併せて、市内の上水道未整備地域解消事業にも取り組まなければならない。この状況における効果的かつ効率的な投資・財政計画の策定について検討したい。

(C) 持続可能な水道事業経営への取組について

将来の人口減少や投資コスト増加、職員数の減少など水道事業経営を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなる。未来にわたり水道事業を持続して経営していくための具体的な取組について検討したい。

ク 価格見積書（任意様式）

(ア) 価格見積書は任意様式とし、代表者印を押印すること。消費税及び地方消費税額を除いた価格及び税込み価格が記載されていること。

(イ) 業務内容ごとに積算した内訳書を添付すること。

ケ プレゼンテーション出席者報告書（様式 9）

出席者は 3 人以内とし、本業務を担当する管理技術者 1 名及び担当技術者 1 名は必ず出席すること。

コ 企画提案に係る質問書（様式 10）

質問 1 件につき質問書を 1 枚使用すること。

10 企画提案審査の方法

(1) 候補者選定委員会

適正な審査を実施するため、「7－9 つくば市水道ビジョン策定業務委託受託候補者選定委員会」を設置し、企画提案に係る審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 企画提案審査（プレゼンテーション）

ア 実施日

令和 7 年（2025 年）6 月 10 日（火）を予定する。

※正式な日時や集合場所等は、参加者ごとに案内する。

イ 出席者

出席者は 3 人以内とし、本業務を担当する管理技術者 1 名及び担当技術者 1 名は必ず出席すること。

ウ 実施時間

プレゼンテーション 30 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

エ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容によること。
追加提案や追加資料の配布は認めない。

(イ) プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは参加事業者が用意すること。

(3) 審査基準

プロポーザルの審査基準は別紙のとおりとする。

(4) 審査結果による選定

提出された提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、「別紙評価基準」に基づいて審査及び評価し、提案者ごとに各委員による評価点の合計で順位を付け、第 1 順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第 1 順位が最も多い者が 2 者以上であるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

- ① すべての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ② 提案書、ヒアリング等に関する項目の各委員の評価点の合計
- ③ 提案者に関する項目の各委員の評価点の合計
- ④ 見積価格に関する項目の各委員の評価点の合計

なお、すべての提案について、契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、候補者を選定しないこともある。

11 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査の結果を参加者全員に対し、審査日から 7 日以内(土日祝日を除く。)にプロポーザル審査結果通知書を電子メール及び郵送にて通知する予定である。

なお、候補者として選定されなかった者は、審査結果に関する説明を求めることができる。方法等は「6 参加資格の審査及び結果の通知」の(1)から(4)と同様とする。

(2) 審査結果の公表

「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイド

ライン」に基づき公表する。

12 契約締結までのスケジュール

項目	日程
実施要領等公表	令和7年(2025年)4月15日(火)
参加申込書提出期間	実施要領等公表の日から 令和7年(2025年)4月30日(水)まで
参加申込みに係る質問書の提出期限	令和7年(2025年)4月21日(月) 午後4時30分まで
参加申込みに関する質問への回答	令和7年(2025年)4月24日(木) 予定
参加資格審査結果通知	令和7年(2025年)5月8日(木) 予定
企画提案書提出期間	参加資格審査結果の電子メールによる通知日から 令和7年(2025年)5月29日(木)まで 予定
企画提案に関する質問書の提出期限	参加資格審査結果の電子メールによる通知日から 令和7年(2025年)5月16日(金)午後4時30分まで 予定
企画提案に関する質問書に対する回答	令和7年(2025年)5月22日(木) 予定
候補者選定委員会による審査(プレゼンテーション)	令和7年(2025年)6月10日(火) 予定
審査結果の通知	令和7年(2025年)6月18日(水) 予定
契約締結	令和7年(2025年)6月30日(月) 予定

13 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合又は受託候補者が委託業務を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

14 提出書類の扱い

- (1) 提出書類は、受託候補者の選定以外の用途において、参加者に無断で使用しないものとする。ただし、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 書類提出後の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (4) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

15 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他、候補者選定委員会が適当でないと判断した場合

16 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 参加者が1者のみの場合においても、審査及び評価の結果、受託候補者にならない場合もある。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

17 担当部署（問合せ先）

つくば市上下水道局水道総務課（市役所本庁舎4階）
〒300-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029-883-1111（代） 内線 4110
メールアドレス wtr010@city.tsukuba.lg.jp

評価基準

1 1次審査

参加資格を満たした者が4者以上となった場合、書面審査により1次審査を行い、企画提案審査を行う3者を選定する。

評価項目	配点基準
業務実績（様式4） 配点 50 点	1 水道事業ビジョン策定（改定）業務（配点 30 点） 以下の順位で評価する。 ① 給水人口 20 万人以上の実績 3 件以上 30 点 ② 給水人口 20 万人以上の実績 1～2 件 20 点 ③ 給水人口 10 万人以上 20 万人未満の実績のみ 10 点 ④ 給水人口 10 万人以上の実績なし 失格とする。 2 アセットマネジメント業務（配点 20 点） 以下の順位で評価する。 ① 給水人口 20 万人以上の実績 3 件以上 20 点 ② 給水人口 20 万人以上の実績 1～2 件 15 点 ③ 給水人口 10 万人以上 20 万人未満の実績のみ 10 点 ④ 給水人口 10 万人以上の実績なし 失格とする。
配置技術者（様式5） 配点 60 点	1 管理技術者（配点 20 点） (1) 資格について（以下の順位で評価する。） ① 総合技術監理部門（上下水道：上水道及び工業用水道）の技術士 10 点 ② 上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士 5 点 ③ 資格なし 失格とする。 (2) 業務実績について（以下の順位で評価する。） ① 同種業務の実績 5 件以上 10 点 ② 同種業務の実績 3～4 件 5 点 ③ 同種業務の実績 1～2 件 3 点

	④ 同種業務の実績なし 失格とする。 2 照査技術者（配点 20 点） （1）資格について（以下の順位で評価する。） ① 総合技術監理部門（上下水道：上水道及び工業用水道）の技術士 10 点 ② 上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士 5 点 ③ 資格なし 失格とする。 （2）業務実績について（以下の順位で評価する。） ① 同種業務の実績 5 件以上 10 点 ② 同種業務の実績 3～4 件 5 点 ③ 同種業務の実績 1 件 3 点 ④ 同種業務の実績なし 失格とする。 3 担当技術者（配点 20 点）（主となる 1 名） （1）資格について（以下の順位で評価する。） ① 総合技術監理部門（上下水道：上水道及び工業用水道）の技術士 10 点 ② 上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士 5 点 ③ 資格なし 失格とする。 （2）業務実績について（以下の順位で評価する。） ① 同種業務の実績 5 件以上 10 点 ② 同種業務の実績 3～4 件 5 点 ③ 同種業務の実績 1～2 件 3 点 ④ 同種業務の実績なし 失格とする。
--	---

なお、評価の結果、同順位の者が複数となり 3 者選定することができない場合、次の順序により比較し、順位を決定する。

- ① 水道事業ビジョン策定（改定）業務の給水人口 20 万人以上の実績件数
- ② アセットマネジメント業務の給水人口 20 万人以上の実績件数
- ③ 管理技術者の同種業務の実績件数
- ④ 担当技術者の同種業務の実績件数

2 2次審査

評価項目	評価の着目点
提案者に関する事 (配点 10 点)	・ 事業者の業務実績 ・ 配置予定技術者の資格及び業務実績
業務実施方針等 (配点 40 点)	・ 業務実施方針が本業務の目的を理解した内容となっているか。 ・ 業務の全体像が把握しやすい内容となっているか。 ・ 業務工程は、業務量を把握し、無理のない工程となっているか。 ・ 業務実施体制は分担業務などが明確で具体的な内容となっているか。 ・ 業務の円滑化・効率化のための提案が示されているか。
本市の課題に対する企画 提案 (配点 30 点)	それぞれの課題に対する企画提案について、以下の着眼点で評価する。 ・ 課題の解決方法が明確で分かりやすい表現となっているか。 ・ 提案内容を実現するための具体的な事例等が示されているか。
表現力 (配点 10 点)	・ 提出資料及び説明が分かりやすいか。 ・ 質問に対する応答が的確か。
見積価格 (配点 10 点)	・ 価格見積書により評価する。 評価点 = (1 - 見積額 / 見積上限額) × 10 ※小数点以下四捨五入